

平成29年第8回

荒川区教育委員会定例会

平成29年4月28日

於)会議室(4階 広報課前)

荒川区教育委員会

平成29年荒川区教育委員会第8回定例会

1 日 時 平成29年4月28日 午後1時30分

2 場 所 会議室(4階広報課前)

3 出席委員 教 育 長 高 梨 博 和
教育長職務代理者 小 池 寛 治
委 員 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
委 員 高 野 照 夫

4 出席職員 教育総務課長 山 本 吉 毅
教育施設課長 平 野 興 一
学 務 課 長 小 堀 明 美
指 導 室 長 瀬 下 清
生涯学習課長 浦 田 寛 士
ゆいの森課長 菊 池 秀 幸
地域図書館課長 中 野 猛
書 記 佐々木 希久子
書 記 小 川 綾 一
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第25号 荒川区社会教育委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 平成30年度から使用する小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について

イ 損害賠償請求事件に関する和解について

(3) その他

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから、荒川区教育委員会第8回定例会を開催させていただきます。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日、出席5名でございます。

議事録の署名委員につきましては、小池先生、そして坂田先生にお願いしたいと思います。

また、12月22日開催の第24回定例会及び1月13日開催の第1回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付させていただき、この間御確認をしていただきました。

本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ、承認という形をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、承認とさせていただきます。

また、1月27日開催の第2回定例会の会議録を机上に配付させていただいてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただきまして、何かお気づきの点があれば、事務局まで御連絡をお願いしたいと存じます。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。本日は審議事項1件、報告事項2件、その他となっております。

それでは、まず初めに、議案第25号「荒川区社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、生涯学習課長から御説明をしてください。

生涯学習課長 それでは、議案第25号「荒川区社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

提案理由でございます。社会教育委員3名、内訳といたしましては、再任の方2名、新任の方1名を委嘱するものでございます。

内容でございます。まず、1人目でございます。平成29年5月8日で任期満了となります。学識経験者、元荒川区立小学校長の岡田芳子委員に再任いただきたいと考えてございます。

2人目でございます。同じく平成29年5月8日で任期満了となります。社会教育関係者、荒川区青少年委員連絡会OB会会長の櫻井孝委員に再任いただきたいと考えてございます。

3人目でございます。こちらは、新任の方でございます。区立小中学校長会長からの選出、充て職という形で区立小学校長会長の伊藤英夫、第一日暮里小学校長に委嘱したいと考えてございます。

なお、委嘱後の社会教育委員の全体構成につきましては、資料の中ほどの記載のとおりでございます。

その下段には参考といたしまして、法令等の根拠を記載してございます。

社会教育委員の職務につきましては、この資料のほか、社会教育法の第17条に規定されておりまして、中身といたしましては、社会教育に関する諸計画の立案及び教育委員会の諮問に対する意見の具申、そのための調査研究を行うこととなっております。

加えまして、第13条になりますけれども、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する場合には、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないといったことが定められております。こうしたことから、区におきまして、社会教育委員の会議を開催し、執り行っているという状況でございます。

雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、若しくは資料につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

小林先生、いかがでしょうか。

小林委員 非常にいい人選だと思います。ありがとうございます。

教育長 小池先生、お願いします。

小池委員 異論ございません。

教育長 坂田先生、高野先生、よろしいでしょうか。

坂田委員 ございません。

高野委員 ございません。

教育長 では、私から1点、岡田先生と櫻井先生は再任ということですね。何回目なのですか。

岡田先生は元小学校長であり、元教育委員会委員長でもありましたけれども。

高野委員 シルバー大学理事長ですね。

教育長 そうですね。いつから社会教育委員をやっているのですか。

生涯学習課長 確認をさせていただきます。

教育長 では、後ほどお願いいたします。では、櫻井先生についてもお願いいたします。

ほかに特にないようですので、ただいまの件について質疑を終了させていただきたいと思っております。議案第25号につきまして、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、討論を終了いたします。議案第25号につきまして、御異議等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 それでは、異議ないものと認めます。議案第25号「荒川区社会教育委員の委嘱について」原案どおり、決定させていただきます。

続いて、報告事項に移ります。初めに「平成30年度から使用する小学校『特別の教科 道徳』教科用図書の採択について」説明をお願いします。

指導室長、お願いします。

指導室長 平成30年度から使用いたします、小学校「特別の教科 道徳」教科用の図書の採択の基本方針及び手続について報告をさせていただきます。

背景としましては、平成27年3月の学習指導要領の一部改正で「特別の教科 道徳」が設けられたことに伴いまして、教科書の採択ということが決まりました。教育委員会において採択をしております。

採択の基本方針は、3枚目の資料でございます。こちらの「荒川区立学校教科用図書採択要綱」を基本方針としまして、適正な教科用図書を教育委員会において採択をしていくということになります。

採択の手続につきましては、教育委員会の方から、教科用図書選定調査会に調査以来をいたしまして、この調査会がさらに「特別の教科 道徳」に特化した専門部会に調査依頼をかけ、その報告を受け、また調査会から教育委員会へ報告をする流れでございます。

また教科書用の展示も行います。区民の皆さん、また教員に向けての展示会を設けまして、御意見を頂戴し、そして教育委員会の方へ、その御意見を集約していくという流れでございます。

裏面でございます。採択までの日程でございます。5月中旬におきまして、教科用図書選定調査会委員の選定。そして下旬に第1回の教科用図書選定調査会の開催を行いまして、8月10日、教育委員会にて採択。そして9月上旬に都教育委員会に報告の流れでございます。

今後の予定でございます。5月17日、文教・子育て支援委員会の報告、そして6月中旬、教科用図書展示会。そして、8月10日、教育委員会採択。そして、9月に文教・子育て支援委員会への報告でございます。

雑駁でございますが、以上報告でございます。

教育長 2枚目はこのスケジュールについてということですね。

指導室長 申しわけございません。2枚目の資料でございます。こちらが、小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択までのスケジュールについて報告ということでございます。

4月28日、本日の定例会で採択の方針ということで御確認いただきます。

5月12日、定例会、選定の項目の報告をさせていただきます。

そして、7月14日、こちらでは選定調査会の調査結果の報告及び質疑ということで、また今後のスケジュールについて確認をさせていただきます。また、その場で教科用図書の見本の配付をさせていただきます。

7月28日、定例会で小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の調査研究について、調査結果への質疑を行いまして、そして8月10日、定例会で採択という流れでございます。

以上でございます。

教育長 今の件について、御質疑を賜りたいと思っておりますけれども、瀬下室長、今の説明の中で、文科省の検定に合格した道徳の教科用図書は何者で何種類あるのでしょうか。

指導室長 合格している業者が8者ございます。内容については、8者24点でございます。

低学年・中学年・高学年という、3点出ておまして、1社が3点ですので、 $3 \times 8 = 24$ ということで、24点となります。また、冊数につきましては、低学年・中学年・高学年、それぞれ、学年ごと1冊ずつでございますので、1者から6冊出ております。ですので、6掛ける8者で48冊と。さらに別冊もあるので全部の冊数は66冊ということになります。

教育長 確認ですけれども、低学年・中学年・高学年で道徳の教科書となっているけれども、8者とも学年ごとに、低学年でも1年生と2年生と別ということを出している。それは8者ともそうですか。

指導室長 8者ともそうです。

教育長 そうですか。そうすると、教科書選定の場合は、学年ごとにどこの業者を選ぶというのではなくて、やはり、流れもあるから、8者のうちの1者を選んで、その1者が1年生から6年生まで使うということになるのでしょうか。

指導室長 そういうことになります。内容項目というものが決まっておりますので、業者を分けてしまうと内容項目が重なってしまうので、同じ業者で3点を選ぶという形がよろしいかと思えます。

教育長 同じ業者で3点ですか。

指導室長 1社が低・中・高で3点という意味でございます。

教育長 わかりました。それでは、ただいまの補足説明も含めて御意見、御質問をいただければと思っております。

小林委員 スケジュールの確認をさせていただきたいのですが、私どもが実際に手にとって見ることができるのは、いつからでしょうか。慎重に作業を進めたいということもありまして、よろしく願いいたします。

教育長 では、指導室長、どうぞ。

指導室長 今の段階でのスケジュールでは、7月14日、教科用図書見本の配付ということで、

この時点に発行者から頂戴できると思います。

小林委員 わかりました。

教育長 では、7月14日に先生方には見本本をお示しして、それ以降、8月10日までに見ていただくということですね。

ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

坂田委員 今回は、この1教科のために選定委員会をつくって、各教科で専門部会の一つだから、通例と違って一つの選定委員会に対して専門部会1個ということで。そういうことになるのですね。

指導室長 専門部会も今回は1教科でございますが、つくらせていただきまして、選定をさせていただきたいと考えております。また、来年度も中学校の道徳の教科書を選定しますので、その流れもございますので。

教育長 専門部会も一つということですね。

指導室長 専門部会一つでございます。

教育長 高野先生、いかがでしょうか。

高野委員 これは新聞報道で知っていますけれども、英語の時間が増えたり、道徳の時間をまた新たにしたりして、現場は混乱するかなということを心配しております。

教育長 小池先生、いかがでしょう。

小池委員 よろしいのではないのでしょうか。道徳というと、昔の道徳というのよりもむしろ、この社会の中においてどのように生活していくかというのが中心だったのですけれども。だから、昔の道徳というのは、極めて狭い概念だったけれども、今は広い概念になっていますね。

教育長 それでは、特に御意見等なければ、このような形で教科用図書の採択について教育委員会として、進めさせていただきたいと思います。

小林委員 1点だけ。

教育長 どうぞ。

小林委員 非常に責任の重い作業ですので、基本方針に基づきながら、慎重に採択に当たっていきたいと思っております。小池先生がおっしゃったように、広い意味で公共心をいかに育成するのは、大きな課題ですので、慎重に作業をしたいと思っております。

教育長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項2件目の案件になります。「損害賠償請求事件に関する和解について」ということで、指導室長、説明をお願いします。

指導室長 事件の概要を説明するとともに、賠償額が合意に至りましたので、御報告をさせて

いただきます。

事故の発生日時でございます。平成27年5月27日水曜、午後4時30分でございます。発生場所は荒川区教育センターの中でございます、教育相談室プレイルームでございます。被害児童、区立小学校在学の児童、当時の小学校2年生の男子児童でございます。

事故の態様でございます。保護者が当センター利用中に相談員がプレイルームで被害児童を遊ばせていたところ、被害児童が遊具から床に落下し、角に額を打ち、裂傷を負ったという、そういう事故でございます。

和解条件等、損害賠償の総額といたしまして、410万円。和解金額及びそれに要した費用は区の自治体損害賠償保険にて補填される予定でございます。

和解の相手は被害児童及び保護者ということになっております。

今後の予定でございます。5月会議ということで、5月17日議案提出になっております。議案可決後、示談書による和解契約の締結。6月下旬、賠償金支払い。6月下旬、自治体総合賠償責任保険の保険金請求という流れになっております。

以上でございます。

教育長 ただいまの件につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 事案から2年かかっているわけですがけれども、公開できない経緯もいろいろあるかと思えますけれども、2年を要した理由について、差支えない範囲で御説明いただければと思います。

指導室長 まず一つが、けがが固定するまでに時間がかかったということが、約1年ほど、このけがの様子安定するまでということになっております。診断書が28年6月に提出されて、それから、相手方の弁護士の方から請求があつて、こちら側からの弁護士との話し合いに時間がかかったということで、約2年間かかりました。以上でございます。

教育長 よろしいですか。

ほかに、御質問等ございますでしょうか。

ちなみに、どんな遊具だったのですか。

指導室長 跳び箱を飛ぶための板。飛ぶ前の板、それが少し高いところに置いてありまして、それに手をかけてぶつけてしまったという状況です。

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまをもって報告了承という形をとらせていただきたいと思います。

予定しておりました案件は以上でございますが、その他、事務局から連絡事項がございます。では、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 先ほどは大変失礼いたしました。社会教育委員の任期です。

教育長 岡田先生ですね。

生涯学習課長 岡田委員は4期満了になりまして、今度で5期目でございます。

教育長 4期ということは、8年前ということ。

生涯学習課長 そうです。1期2年でございますので。

教育長 もう長くやっけていらっしゃるんですね。

生涯学習課長 続きまして櫻井委員でございますけれども、2期4年満了いたしまして、今度で3期目でございます。大変失礼いたしました。

教育長 ありがとうございます。それでは、その他の連絡事項ということでお願いします。

生涯学習課長 続けさせていただきます。御手元にお配りしてございますカラーのチラシでございますけれども、「速報！あらかわの文化財展」ということで、明日4月29日から6月4日の期間でこの展示企画展を開催するものでございます。

指定文化財、また登録文化財を始めといたしまして、平成21年度から始めさせていただきました荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業、「荒川の匠育成事業」と呼ばせていただいておりますけれども、研修中の若手職人の作業の様子ですとか、作品を展示いたしまして、工芸技術の保存・継承に対する理解と関心を深めてもらうことも、この企画の内容の一つとしてアピールしていきたいと考えてございます。

また、5月2日におきましては、伝統工芸ギャラリーセレモニーを開催させていただきます。この企画展とまたギャラリーの開設を契機といたしまして、さらなるお客様をこのふるさと文化館にいざなっていきたいと考えてございます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

教育長 続きまして、若干関連がございますので、教育総務課長から御説明させていただきます。

教育総務課長 次回の教育委員会の日程でございますが、5月12日は第三瑞光小学校の第2校舎で開催させていただきたいと思っております。詳細はまた協議会の場で御説明を申し上げますが、その際、終了した後、もし時間があれば、先ほど生涯学習課長からありました、ふるさと文化館での企画展がちょうど開催されておりますので、時間があればお寄りいただきたいと思っております。併せてよろしく願いいたします。

それと、教育委員会の日程の関係で申しますと、8月10日、先ほど教科書採択の予定ということでございますので、従来の特別会議室から会場が変更になりまして、304会議室になりますので、よろしく願いいたします。

それと、前回まで未定でございました、小学校校長会との懇談会が12月8日ということで、小学校校長会と話がまとまりました。また、中学校校長会との懇談につきましては、

1月12日という形で話がまとまりましたので、その日程で順次進めていきたいと思っています。内容についてはまた小学校校長会、中学校校長会と相談をさせていただいて、御報告をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

教育長 これは確認ですけれども、8月10日は採択だから、傍聴者が結構いるのではないかとということで、304会議室ということですね。

教育総務課長 例年ですとやはり発行者の方は必ずどなたかいらっしゃっているということで、今回、8者なので、少なくとも各者から1人来れば、8人と思っているので、304会議室にいたしました。あとは、道徳の初めての教科書採択なので、区民の方でも、場合によってはいらっしゃるかなということも考えております。そういうことで広い会議室に場所を移させていただこうと思っています。

教育長 わかりました。

ただいまの生涯学習課長と教育総務課長の説明につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、また、協議会の場で先生方の御出席等について御確認をさせていただければと思っています。

以上をもちまして、教育委員会の第8回定例会を閉会いたします。

了